

居宅介護支援契約書

(以下、「契約者」という。)と社会福祉法人但馬福祉園(以下「事業者」という。)は、事業者が契約者に対して行う居宅介護支援について次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険に関する法令の趣旨にしたがい、公正中立な立場から、契約者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他便宜の提供を図ります。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の有効期間は 年 月 日から契約者の要介護認定有効期間が満了する日までとします。
- 2 契約期間の満了7日前までに、契約者から契約終了の申出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間が満了する日まで自動更新することとします。

旧要支援者は平成18年4月1日以後、新に要介護認定を受けるまで、経過的要介護者とみなし契約期間とする。

第3条 (介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を、契約者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、契約者にその氏名を文書で通知します。

第4条 (居宅サービス計画の作成等)

事業者は次に定める事項を介護支援専門員に担当させ、契約者が居宅サービスを適切に利用することができるように、契約者の依頼を受け、契約者の心身の状況、置かれている環境並びに契約者及び契約者の家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行います。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
- (3) サービスの実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価
- (4) 給付管理
- (5) 介護サービス等に関する相談・説明
- (6) その他別紙に掲げる事項

第5条 (居宅サービス計画の変更)

事業者が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合、又は契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合には、事業者は、契約者の意見を尊重するとともに、事業者と契約者の双方の合意をもつ

て居宅サービス計画を変更することとします。

第6条 （要介護認定等にかかる申請の援助）

事業者は、契約者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。

第7条 （サービス提供の実施記録等）

- 1 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これを第2条第1項に定める有効期間が満了する日から5年間保管します。
- 2 契約者は、前項の記録を閲覧することができるとともに、その複写物の交付を受けることができます。
- 3 事業者は、この契約の終了に伴い、契約者から申出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し契約者に交付します。

第8条 （料金）

この契約書に基づき、事業者が提供する居宅介護支援等に関する料金は別紙のとおりです。

第9条 （契約の終了）

- 1 契約者は、事業者に対して、この契約の解約を希望する日の7日前までに解約を申し入れることにより、契約者が希望する日をもってこの契約を解約することができます。
- 2 契約者は、前項の規定にかかわらず、この契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、別紙に定める解約料を支払うことなく、直ちにこの契約を解約することができます。
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、契約者に対して、契約終了日の1か月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を契約者に提供します。
- 4 事業者は、契約者又はその家族等が介護支援専門員等に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- 5 次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日をもって自動的に終了します。

（1）契約者が介護保険施設に入所し、又は入院した場合

当該入所し、又は入院した日の属する月の前月の末日（当該入所し又は入院した日が月の末日である場合にあっては同日）

（2）契約者の要介護認定区分が自立（非該当）・要支援と認定された場合

この契約の有効期間の満了日（当該自立（非該当）・要支援の認定が直前の要介護認定にかかるこの契約の有効期間の満了日後に行われた場合にあっては、当該自立・要支援と認定された日）

（3）契約者が死亡し、又は身体障害者療護施設へ入所する等介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合当該資格を喪失した日

- 6 事業者は、この契約の終了に伴い契約者が希望する場合には、契約者が指定する事業者等への関係記録（写し）の引継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村への連絡等の連絡調整を行うものとしします。

第10条 （秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た契約者及びその家族に関する秘密について、契約者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、契約者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、契約者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条 （賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により契約者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第12条 （苦情対応）

- 1 事業者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合、又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申立て及び相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応を行います。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにします。

第13条 （介護支援の担当者について）

- 1 介護支援専門員の契約者宅への訪問頻度の目安について
介護支援専門員が契約者の状況を把握するために、契約者宅への訪問頻度は少なくとも1か月に1回訪問します。また、契約者からご依頼のある場合や、居宅介護支援の遂行が不可欠であると認められる場合は、承諾を得た上で契約者宅を訪問します。
- 2 介護支援専門員の変更
 - ① 担当の介護支援専門員の変更を希望される場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。
 - ② 事業者側の都合により、介護支援専門員を交代させる場合は、交代の理由を明らかにし、交代後の介護支援専門員の氏名を契約書により契約者に通知します。
- 3 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時に契約者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第14条 （事業者の責務について）

- 1 居宅サービス計画の実施状況の把握について

当事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握及び結果について、少なくとも1か月に1回記録し、要介護認定等の満了日から5年以上保管します。記録については、契約者とその家族に限り、閲覧および写しの交付が可能です。

2 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について

当事業所及び従業員がサービスを提供する際に、契約者やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、円滑、且つ、一体的なサービス提供をするために、サービス担当者会議等で、契約者、若しくは、ご家族の情報を使用します。この場合には、あらかじめ契約者、若しくは、ご家族に説明し同意を得た上で使用します。その際、同意書に署名をいただきます。

なお、契約者のご家族からの希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知をご家族にも行う場合があります。

3 公正中立性の確保に伴う、契約者自身によるサービス選択と同意について

契約者自身がサービスを選択する事を基本に支援し、サービス内容、契約者等の情報を適正に利用、又は家族に対して提供するものとします。

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、当事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由について説明を求めることができます。

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与（以下、訪問介護等という）の各サービスの利用割合及び、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の割合等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（以下、訪問介護等の割合等）を把握できる資料を別紙として作成し説明を行います。

4 ハラスメントの防止について

従業者に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対しハラスメントについて説明を行い、従業者に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

5 感染症や災害への対応について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施します。

6 虐待の防止及び身体拘束の適正化について

契約者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める等の対策をとります。

虐待等を早期発見できるよう、虐待等に対する相談体制や、保険者の通報窓口の周知を図り、虐待が発生した場合には速やかに保険者の通報窓口に通報するなど必要な措置を講じます。

契約者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。

身体拘束を行う場合はその態様、時間、契約者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録していきます。

7 賠償責任について

事業所に責任において、契約者の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、事業所は契約者にその

損害を賠償します。

第 15 条 （信義誠実の原則）

- 1 契約者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険に関する法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

令和 年 月 日

事業者 住所 兵庫県養父市八鹿町小山字西家ノ上 307 番地の 1

名称 社会福祉法人 但馬福祉園
理事長 谷 亨二 印
電話 079-662-7700

契約者 住所

氏名 印

電話

上記代理人

住所

氏名 印

(契約者との続柄)

電話

私は、本人の契約意思を確認しました。

(立会人)

住所

氏名 印

(契約者との続柄)

電話